

明の起居注に就いて

今 西 春 秋

起居注が記録に見はれたるは、隨書經籍志に穆天子傳六卷以下凡て四十四部一千一百八十九卷を擧げて、「起居注者錄紀人君言行動止之事」と説き、その存在は漢時より更に周代の古きに溯り得るを説きあるを以て其の最初とする。その然るや否やは兎も角、凡そこの種の記録が遠き古代に發現し、修史の資として甚だ重要なるものなりしことは想像に難くない。

唐代殊に宋代に入つて修史の制の整備するに及び、起居注と類を同うする記録として、實錄或ひは時政記、日歴など、稱されるものが纂修さるゝに至つたことを

注意しなければならぬ。此等諸記録の相互の異同或ひは關係に就ては、尙判明し難き點多く、大方の示教を仰ぎ、他日の考究を期したいと思ふが、その大體は日々の記録である起居注及び時政記を併せて、當時、日歴の纂修を行ひ、かゝるものを根幹として更に、易代毎に、實錄の修補纂修さる可き組制であつたと推測される。舊唐書、唐書を通じて、その本朝起居注の記載あるもの僅かに三部、宋史に至つては全く見えず、僅かに宋の尤袤の遂書堂書目に孝宗起居注一部が記録されあるに止まる。然し乍ら、起居注の纂修ありしこ

とは夫々當代の官制を一瞥すれば、全く疑ひの存せざる所である。

元史亦起居注の記載は全く見られぬが、起居注官の設けあつて、凡て奏聞のことは悉く之を記録した旨、元史職官志に見えてゐる。然し、その實、甚だ具はらざりし故か、明初の學者、徐一夔は、元には、日歴も起居注も纂修されて居らぬ、かゝる修史の根柢となる可きものを缺いて如何にして元史の纂修に責を持ち得ようかと、終に、元史修纂のことに携はるを肯じなかつた。元代起居注存設の有無は兎も角、徐一夔の論する所は起居注の修史に於ける重要性を尙ふに足るので、敢てこの一文を借つて起居注紹介の序に代へたい。

近世論史者。莫過於日歴。日歴者史之根柢也。自唐長壽中史官姚璠奏請撰時政記。元和中韋執誼又奏撰日歴。日歴以事繫日。以日繫月。以月繫時。以時繫年。猶有春秋遺意。至於起居注之說。亦專以甲子起例。蓋記事之法無踰此也。往宋極重史事。日歴之修諸司必關。白如詔誥則三省必書。兵機邊務則樞司必

報。百官之進退。刑賞之予奪。臺諫之論劄。給舍之激駁。經筵之論答。臣僚之轉對。侍從之直前啓事。

中外之箋封匱奏。下至錢穀甲兵獄訟造作。凡有關政體者。無不隨以錄。猶患其出於吏牘。或有訛失。故歐陽修奏請。宰相監修者。於歲終。檢點修撰官日所錄事。有失職者罰之。如此則日歴不至訛失。他時會要之修取於此。實錄之修取於此。百年之後紀志列傳取於此。此宋氏之史所以爲精確也。元朝則不然。不置日歴。不置起居注。猶中書置時政科。遣一文學據掌之。以事付史館。及一帝崩。則國史院據所付。修實錄而已。其於史事固甚疏略。(明史徐一夔傳)

蓋し歴代起居注にして若し現時に残存するものあらば、その史料的价值の極めて重要視する可きは言を俟たない所である。惜むらくは現時僅かに、「大唐創業起居注」の一部を傳ふるのみ、他は盡く湮滅に歸して、所傳を知らず、以下紹介せんとする所の明の起居注を以て前者に次ぐ所の現存最古のものと推測さるゝ所以である。

## 一、明代の起居注

數年前、羅振玉氏は其の刊行する所の史料叢刊初編の中に康熙十二年正月、五月、六月、十月、十一月、十二月、康熙十九年九月、康熙四十二年七月、八月、九月、

等の清代起居注を収録し、其の珍貴すべき所以を示したが、今日では北平に於ける明清史料整理會の事業進捗と共に、康熙十年より宣統二年に至るまで間々殘缺あるも殆んど清朝全代に亙つて救千冊の起居注の遺存せることが判明した。そのうちの一部、「清嘉慶三年太上皇起居注」と稱するものが、一昨々年影印刊行され、好個の起居注體例を示してくれた。

略々かゝる狀況で、現存の起居注としては、清の康熙十年以前に溯り得ないものと思はれたるに、昨年謝國禎氏の著せる、「晚明史籍考」には、

萬曆起居注不分卷五十冊。河北省立圖書館藏藍絲蘭舊鈔本

不知編者名氏。現存五十冊。舊佚元年。十三年。三

十三年。四十年。四十二年諸冊。

なるもの見え、支那にはなほ明の起居注の遺存せること

判明したが、私はこゝに、我が國、上野帝國圖書館並びに内閣文庫所藏の、萬曆、泰昌、天啓三朝の明起居注を紹介し得るを欣快とするものである。

影印本「清嘉慶三年太上皇起居注」、朱希祖の叙によれば、明代起居注の著錄に見はるゝものなきが如くである。なる程、明史には全くその記載見られぬが、然し清の錢謙益の絳雲樓書目に、明實錄と並記して、

萬曆起居注 定陵（定陵は神宗の陵名）

との記載あるは、夙に我が稻葉博士の注目せられし所であり、（滿洲歷史地理研究報告第一冊、卷頭資料解説）又黃虞稷の千頃堂書目にも、同じく明實錄と並記して

大明日歷一百卷。洪武中翰林學士承旨兼吏部尙書詹同等編。帝起兵渡江以來。征討平定之積。禮樂治道之詳爲此書。始於洪武六年九月迄七年五月。書成。同輿侍講學士宋濂等上進。命藏之金匱。留其副於祕書監。

と見え、續いて

萬曆起居注二十卷

と見えてゐる。明史藝文志は大體千頃堂書目によつたも

のであるが志には前者だけが轉載されてゐる。

明では修史のことは専ら翰林院の掌る所であつたが、

前代の如く、時政記や起居注から、日歴なり實錄なりを

編纂するといふ如き判然とした制度は見られぬ。明史卷

七十三翰林院の條には、

史官掌修國史。凡天文地理宗潢禮樂兵刑諸大政。及詔

勅書檄批答王言。皆籍記之。以備實錄。國家有纂修著

作之書。則分掌考輯撰述之事。經筵充展卷官。鄉試充

考試官。會試充同考官。殿試充收卷官。凡記注起居。

編纂六曹章奏騰黃冊封等。咸充之庶吉士。

とあり、又大明會典(萬曆修)卷二百二十一に、

國初置翰林院。正三品衙門。設學士承旨學士侍講學士

……等官。職專制誥史冊文翰等事。(中略) 又有祕書監

弘文館。及起居注等官。後皆不設。

と見え、修史の態度に前代のそれとは、かなりの相違を

生じてきた。前代の遺制として見られるものは起居注官

の一つであらう。而も是すら設定後間もなく、廢止の運

明の起居注の設置されしは、皇明通紀太祖甲辰十一月  
の條に、

設起居注二員。以宋濂魏觀爲之。日侍左右記言動。

とあるによつて、元の至正廿四年、太祖朱元璋自立の年、

十一月のことであつたと知られる。明史卷七十三にも亦、

この年に設置されし旨を誌すこと左の如く、ひいて其の

存續起廢に記し及んで、

起居注甲辰年置。吳元年定秩正五品。洪武四年改正七

品。六年陞六品。九年定起居注二人。後革。十四年復

置秩從七品。尋罷。至萬曆間。命翰林院官兼攝之。己

復罷。尋皆罷。

とあるが、大明日歴一百卷の編輯ありしは、實にこの洪

武初年起居注設置の遺産に他なるまい。この日歴は最早

や現存しまいが、その内容は、起居注と大同小異のもの

であつたらうと推測せられる。

洪武より萬曆に至る二百年近い間は如何なる状態にあ

つたか。明會要卷三十六に集録せられたる資料を借用す

れば、

宏治十七年九月復置起居注。初洪武間設置起居注。後廢。至是太僕寺少卿儲巘言。古者史官紀言紀動。典至重也。臣見陛下宣召羣臣。多惟幄造膝之言。近臣不得

與聞。史官莫由紀錄。失今不圖。恐歲月綿遠。傳聞各異。無以究其始末。乞勅廷臣。會蒙召問者。備錄呈覽。宣付史館。報可。(三編)

世宗初御史黎貫請。復起居注之制。命詞臣編類章奏。

以備纂述。從之。(明史黎貫傳)

嘉靖十一年學士廖道南言。太祖設起居注。仁宗開宏文館。皆師古者。記事記言之制。自宣德相權重。史職輕而起居注遂廢。今宜選翰林中學識優異者。俾兼起居。

日記言動。而史職不爲虛設。上嘉納之。(兩朝憲章錄)

など二三の上奏あり。皆納れられた様に見ゆるが、要するにかゝる同種上奏の繰返されしは、事の實行に移されざりし證據で、起居注の復活ありしは、明史に見ゆるが如く萬曆間詳しくは次に述ぶるが如く萬曆三年のことであつたと見ねばならない。

明會要に輯録する所の三編といへるものに次の如き記

事あり、較々長きに互れど明代修史の有様を知り、起居注と實録との關係を伺ふにも好個の資料なれば、左に之を引用せんに、

萬曆三年。編修張位。以前代皆有起居注。而本朝獨無疏言。臣備員纂修。竊見先朝政事。自非出於詔令形。

諸章疏悉堙滅無考。鴻猷茂烈。鬱而未章。徒使野史流傳。用僞亂眞。令史官充位。無以自效。宜日分數人入

直。凡詔旨起居朝端政務。皆據見聞書之。待內閣裁定爲他年實錄之助。於是大學士張居正議曰。國初設起居

注官。日侍左右。記錄言動。實古者左史記事。右史記言之制。迨後定官制。乃設翰林院修撰編修檢討等官。

蓋以記載事重。故設官加詳。原非有所罷廢。但自職名更定之後。遂失朝夕記注之規。以致累朝以來史文闕略。

邇者纂修實錄。臣等祇事總裁。凡所編輯。不過總集諸司章奏。稍加刪潤。鑿括成編。至於仗前柱下之語。章

疏所不及者。卽有見聞無憑輸入。與夫稗官野史之書。海內所流傳者。欲事采錄。又恐失真。見以嘉謀嘉猷。

實多未備。凡此皆由史臣之職廢。而不講之所致也。今

宜申明史職。以復舊制。令日講官日輪一員。專記注起居。兼錄聖諭詔勅冊文等項及內閣題稿。其朝廷政事見於諸司章奏者。俱選年深學優之史官六員。專管纂修。事分六曹。以吏戶禮兵刑工爲次。每人專纂一曹。俱在朝供職。不得別有差遣。凡遇常朝御皇極門。卽輪記事官侍班。居文武第一班之後近。上便於視聽。卽古螭頭載筆之意。從之。

この議の採用ありしや疑ひなく、萬曆會典も亦、この年を以て、起居注の復活されしことを記してゐる。卽ち圖書二百二十一卷に、

凡起居注起居。及編纂章奏。萬曆三年內閣題准。做國初起居注官遺意。令日講官日輪一員。專記注起居。錄聖諭詔勅冊文等項。其諸司章奏。另選講讀并史官六員。專管編纂。以吏戶禮兵刑工分六曹。每曹一員。常川在館供事。聖諭詔勅等項。令兩房官。錄送記注。其各曹章奏。六科奉旨發抄到部。卽全錄送閣。轉發編纂。月終。將記注編纂等藁。送內閣公同各官。投匱封鎖。年終。并入大匱。藏之東閣左右。每常朝御皇極門。卽輪該日記注起居。

并編纂官。共四員。列于東班各科給事中之上。若午朝。御會極門。列于御座西稍南。又遇郊祀耕藉幸學大閱諸典禮。亦令侍班隨。從記錄。凡駕詣郊壇或巡狩行幸親征。內閣官屬從。制勅房官隨行書辦。遇有勅旨。卽時撰寫。と見えてゐる。されば萬曆三年を以て起居注の復置ありしに相違なかる可く、以上の事實を以てすれば洪武日歴及び萬曆起居注の書目志に見えて、凡てこの中間を缺くことは、まことに當然の歸結であると言ひ得る。次に現存起居注を以て右述べた所と對照して見よう。

## 二、我が國所傳の明代起居注

稻葉博士の教示によれば、我が上野圖書館に明末起居注を傳ふることは、早く注意せし人あり、(多分桂湖村氏なりしならんと) 一部學者の間にはその所傳も知られてゐた、然るを別に調査するものなく博士が、滿洲歷史地理研究報告第一卷に明實錄を解説せられたる際も、右の事實は知られ乍ら、未調査のまゝ、漫然絳雲樓書目に見ゆる、「萬曆起居注」二部を記しをかれたることである。私がこの所傳を知つたのは本年五月、明實錄調査中偶然のこ

とであり、何の用意もなく、且つ殆んど一瞥するに止まる如き餘儀ない事情に相遇したため、徒らに前置きのみ長く、實は只、その所傳を報告し得るに過ぎない程度であることを遺憾とする。

この上野圖書館所藏の起居注は、表紙には、神宗（或ひは光宗、熹宗）實錄と記し、同館目録にも他の明歴代實錄と一括して、「皇明實錄」とのみ記載された中に含まれてゐるので、目録のみによつては、本書の所在を見逃すであらう。明實錄のことは、何れ稿を改めて報告したいと思ふが、兎も角、上野圖書館には「皇明實錄」として、美濃版五百一冊よりなるものが藏されてゐる。もと阿波國文庫の藏書であつたことが、其の各冊毎に押捺された藏印によつて知られるが、筆寫の書體其の他から見て、其の本來は、支那將來のものと考えられる。

右のうち第一冊より第三百七十八冊までが、太祖より穆宗に至る歴代の實錄であり、第三百七十九冊より第三百八十四冊前半までは、神宗實錄であるが、神宗實錄は隆慶六年六月より萬曆元年十二月まで、ある。

第三百八十四冊後半より第五百一冊最後までが、表紙には何々實錄を題し、内容は起居注なのである。冊紙の折目の所にも起居注の三字を記入してゐる。これを今少し詳細に見れば、

(一) 第三百八十四冊後半より第四百九十冊に至る、凡そ百六冊半は、萬曆二年正月より萬曆四十八年八月に至る神宗起居注であるが、この間脱落するもの

○ 萬曆十一年正月、二月分。

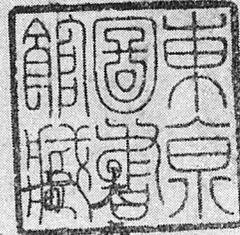
○ 萬曆十二年正月より同年六月に至る分。但し萬曆十二年正月より同年十二月に至る一年分の實錄補綴しあり。よつて十二年度の後半は起居注と實錄との兩種があるわけである。

○ 萬曆十三年正月より六月迄の分。

其の他にもまだ、脱落の部分あるや保し難い。

(二) 第四百九十一冊より第四百九十四冊に至る凡四冊は光宗實錄を題して實は光宗起居注なること前者に同様。泰昌元年九月より同年十二月に至る。

(三) 第四百九十五冊より第五百冊に至る凡六冊。同じく



萬曆三年正月八日戊申大學



昨日時享

廟畢該文書房官丘得用傳

問七十二衛陪祝武官祭服俱敝壞不堪該衙門

如何不給與新的欵此臣等當即喚太常寺官審

問其故該本寺卿王凝等查稱凡遇

祭祀陪祀武官合用祭服俱係工部成造送寺給

發穿用祭畢仍交回收貯自嘉靖三十二年十

二月該旗手等衛指揮凌松等以各領去祭服

未見交還經今二千餘年又不行領換各官所

萬曆三年春

熹宗實錄の表題で内容は熹宗起居注。天啓元年正月より同二年九月に至る。

(四)第五百一冊は「皇明實錄抄」と題して、内容は先づ最初に、天啓元年正月より二年六月迄の熹宗起居注あり。但しこの間、脱落の部分甚だ多く、(抄録でなく脱落である)前者、熹宗起居注の十分の一位の量しかない。

以上萬曆二年正月から、この部分に至るまでの、起居注は、凡て寫眞に示す様な無格の白紙を用ひてゐるが、次に用紙を別にし、(云ふ迄もなく同一冊子内で)藍格八行の刷紙が用ひられてゐる。版心に「光宗貞皇帝實錄」と刷り出してあるが、記事を検するに天啓二年正月分の起居注である。

次に又無格の白紙で、天啓二年六月分、天啓元年十月分、同十二月分等の起居注を綴じてゐるが、何れのもも完全のものでなく、一部若くは半部程のものである。要するに、この最後の一冊は蕪雜を極めて、内容

明の起居注に就いて

も前の熹宗起居注の部分々々が重出するに過ぎず。何のために具へられたものか分らない。恐らく何かの拍子に重複筆寫せられた部分を綴ぢをいたに過ぎないものであらう。

上野圖書館所藏起居注の外容は、大體以上の如くであるが、次に内閣文庫所藏の起居注一本に就て、記してをかなければならぬ。

内閣文庫には、現今二通の明實錄を藏し、一本は太祖以下穆宗に至るまで凡て五百一冊。他の一本は仁宗以下光宗に至るまで凡て六百八十八冊のものであるが、この後者の第六百七十七冊より最後第六百八十八冊迄の十二冊が光宗實錄と表題して、内容は實は熹宗皇帝の起居注であり、而も、その年月が上野本と全く同じく、天啓元年正月より二年九月に至つてゐる。且つ、藍格八行の版心に「光宗貞皇帝實錄」と刷り出だせる用紙は全く上野本、第四の條に示したと同一紙で、美麗なる書寫の筆體まで、その酷似せること、兩者共に、同一人の手によつたものかと思はしめる程である。たゞ、この用紙及び筆

第十九卷 第四號 七〇九

蹟による部分が上野本では天啓元年正月の一ヶ月分に止まるに、此にあつては、元年正月より二年九月に亙り、内容に於ては、上野本、第三の條に示した熹宗起居注に同じきわけである。この熹宗起居注を含む所の内閣本實録は木爽板で三十六套に分ち、光宗實録實は熹宗起居注が、最後の一套を成すのであるが、この爽板裏に、「文政六年八月成」の文字が誌されてゐる。實録全體の容貌から見ると、どうしても、支那傳來のものと思はれぬ

ので、こゝに文政六年八月成とは、冊紙を修理し、爽板を施すなどの手入れをした時のことらしい。修理施行のあとは、處々に歴然としてゐる。そこで或ひは、この修補の際、上野本起居注を寫し、(當時はもとより上野本でない)本内閣實録を補填したものでないかと一應疑つて見たが、私にはこの部分だけが日本人の筆蹟であるとの断定も出來ず、どうも確かでない。然し、第一、上野本内閣本とも内容に於て全く同じきものがあること。第二、用紙筆蹟に於て全く共通の部分があるといふこと。第三、内閣本に修理のあとに見えること。第四、上野本の内閣

本と共通した部分は、上野本にあつては全く不必要な部分であること。などは必ずや相互に爾る可き因縁關係の存することを語るものではあるまいか。京大所藏の明實録は上記二通の内閣本實録に就き相互補ふて作られたものであるが、この光宗實録といふ部分の寫されてゐるのは、内容の異様なるに氣附かれてゐたせいだ。私はこのことを内藤先生に質さんとして、遺憾乍ら遂に果し得なかつた。

以上大體我國に現存する所の起居注に就いて述べた。起居注を以て、かく實録の後に付し、實録を題して憚からざりしは、兩者内容の類似性によるものであらう。起居注と實録とを並記するは古來よりの常例である。唐書藝文志には起居注二十九部、實録十二部を並記し、之を一括して、右列代起居注四十一家と數へてゐる。

記録によれば、明代起居注の復活は萬曆三年のことである。我が國に遺存する部分は、萬曆二年正月からの分であることは、右述べた如くであるが、起居注には、卷數の記載なく、目録もないので、正確には何年を以て始

まる可きものや決定し難い。然し謝國禎が、彼の地の本に就き、元年を缺くと記せるは何等かの痕跡あつてのことであらうから、起居注冊は、起居注官の設置、二年前にまで溯つて作られたと見ねばならない。これは起居注本來の性質からは、あり得べからざることであるが、體裁を整へることの好きな支那人であり、爾る可き資料によつて、後より修補の加へられたものであらうことは容易に想像される。而して萬歴以前に起居注のなかる可きは（或ひは一二の端冊は編まれたかも知れないが）前記の如く推論せられる所であるから、結局、本起居注を以て現存最古のものと思ふ得る。

次に、天啓二年九月を以て上記起居注の終ることば、この時を以て、再度起居注官の廢止さるゝに至つたことを語るものかどうか。明史に、「至萬曆間命翰林院官兼攝之（起居注）。已復罷。尋皆罷。」とあるは、前に引用した所であるが、遺憾乍ら、その廢止の年時を明瞭にした記録ではない。今このことを明瞭にした記録を見索し得ないのを遺憾とする。

明の起居注に就いて

凡そ起居注の體例を言ふに、日を以て月に繋げ、月を以て時に繋げ、時を以て年に繋ぐると（舊唐書卷四十三文獻通考卷五十一）いふうちには、一年分を春夏秋冬の四季編に分つことを指すものがあるが、舊唐書に、

季終則授之國史焉

といひ、注して、

自漢獻帝後歷代帝王有起居注。著作編之。每季爲卷。

送史館也。

とあれば、起居注に四季の分ちあるは、殆んど起居注最初よりの體例かと考へられる。影印本「嘉慶三年太上皇起居注」、朱希祖の叙の中に「勅選歷代職官表に、「今每歲十二月以起居注進內閣」と謂ふは清代の新制にして、古へは每季選錄の制であつた。此の太上皇起居注が每季冊をなせるは尙隋唐の舊制を存せるものにして、る宜珍し視すべき所、これ、此の書を探つて影印に付せ微意くの一つであると述べてゐる。明會典に規定せる所は、前の引用文に見えるが如く、月の終りを以て、内閣公同各官に送り、殿に投じて封鎖し、一年の終りを以て大匱に入

れて是を東閣の左右に藏す可きであつた。事實は如斯き手續きによつたであらうが、尙、春夏秋冬の四季名を記入して、編を成すこと寫真に見るが如く、朱氏の所謂珍視すべき、隋唐の遺制は、こゝにも判然と見られる。

又日付けを記すに、初一日庚午。八日戊甲といふ風に日と干支とを併せ記入するは、起居注の特別な體例と見られ、明代の起居注を始め、前記、康熙嘉慶の起居注とも盡く一致する所である。舊唐書に、「必書其朔日甲乙以記曆數」とあるは、この特別な體例を指すものか、然りとすれば、是亦隋唐の遺制、或ひは珍視すべき所であらうか。

尙、羅氏刊する所の康熙十二年度の起居注を見るに、「本日起居注官熊賜履胡密子」「本日起居注官楊正中喇沙里」といふ如く、其日々々の起居注官名を日々の記事の後に明記してゐる。然し康熙四十二年度の分にはこのこと見えず、嘉慶三年度のものにあつては月末に、是月起居注官誰々と記入してゐる。この時は一ヶ月交替の制であつたと思はれる。この起居注官名を記入することは、

清代の新體例であつたのか、明代のものには、見えないが、古例としては記入ある可き様に思はれる。「昭明史籍考」に著録せる萬曆起居注には、撰人氏名を明らかにしない旨を記してゐるが、その官制からも容易に考へられる様に、撰者に一定の人なきが起居注の本質である。

### 三、明の起居注と實録との對比

歴代正史の資料として、實録は殆んど唯一不可缺のものであり、更に實録の一資料として、或ひは又實録と並列すべき資料として、起居注の用ひられたことは、今日略々解明された所である。近くは「遼史源流考」の著者馮家昇が、遼の實録、日歴、起居注等を遼史の源流に探求した。その研究が如何なるものであるか、未だ就て見るを果さないが、今日この種の基本的研究は次第に深められつゝある様である。

今こゝに明の起居注一部を得ることによつて、假令ひ明の全代に互り得ぬにしても、尙起居注より實録へ、更に實録より正史への修纂經路を如實に檢し得るは洵に興味ある問題であらねばならぬ。

さり乍ら、こゝに注意すべきは前にも述べた如く、修史の制の前代とは、かなり相違して来たことである。このことは、唐、宋、元など歴代正史の職官志と明史のそれとを比較すれば、一目瞭然たる所であるが、兎も角、明の歴代實録は、前代に於けるが如く、時政記や起居注などいふものによつて、作られたのではない。そのために全く多くの缺陷を含むことを省み、起居注纂修の制は、復活された様に、三編の記事では解されるけれども、この起居注が、果して其儘直ちに實録の、據つて以つて資料となした所かどうかは、尙斷言し能はぬ所である。今日實際に起居注と實録とを對比すれば、起居注に加ふるに莫大な資料を以て、按排成纂されたものが、實録であることは、一見して判明するであらう。明史、董其昌の傳に、

天啓二年修神宗實錄。命太常卿董其昌。往南方。採輯先朝章疏及遺事。其昌廣摭博徵。錄成三百本。又採留中之疏。切於國本藩封人才風俗河渠食貨吏治邊防者。別爲四十卷。做史贊之例。繫以筆斷。書成表進。有詔

褒美。宣付史館。

と。神宗實錄の資料は如斯くにして蒐集せられたのである。起居注は其名の示すが如く、單に皇帝の起居なり、或ひは皇帝の身邊に切なる事件が記録されたに止まる。實録の起居注に依據した所は、この小範圍に止まるのはなからうか。假令ひ、實録と起居注とに同種の上奏文が見え、(後段方從哲の上奏文の如き)、實録の編纂が起居注に後るゝことは明らかであつても、而して前代記録に見ゆるが如き制度よりしては當然實録が起居注に依據すべきことが一應想像さるゝにしても、尙この場合には、實録が直ちに起居注に依存したとは考へ得ぬ所であらう。董其昌傳に傳ふるが如くば、寧ろ實録は保管されてあつた詔勅なり、上奏文なりに、直接、依據したものであると考へるのが、至當なのではなからうか。然し乍ら、今日この種の奏疏なり詔勅なりの多くは、堙滅して傳はらぬ時、起居注の史料的价值は決して輕視し能はぬ。起居注は、その性質上、實録に於けるが如く周倒な用意の下に記録されるものでない。されば詔勅なり奏疏なりの類

ひを記載するにあつても、殆んど纂修といふことがない。大抵は原の形の儘で記録されてゐる。されば同種記述に關する限り、起居注に實錄より、より詳細に、より深く傳ふるものあるは當然である。故に、實錄纂修の手續きが、實際は如何あつたにせよ、今日起居注を以て實錄より一層根本性を有する史料として取扱ひ得る所以、換言すれば實錄の資料と見做して毫も不可ないのみならず、(事實又資料となつた部分もある)爾か見做さざるを得ない所以は、こゝにある。

今一二の記事に就き、起居注と實錄との對比を試みようが、それにあつて、神宗萬曆の實錄に二種あることを先づ添述しておかなければならない。

現今、明實錄の所傳を知らるゝもの我國に於て宮内省圖書寮本、内閣文庫本、帝國圖書館本、朝鮮の李王家本あり、支那に於て、北平圖書館本、吳江嘉業堂本、滿洲國にあつて、奉天省立圖書館本あり、その他東洋文庫、二三人所藏等のものもあるが、系統的には、大體上記七所を數へ得る。圖書寮本は、太祖より神宗の萬曆四十

一年六月に至り、内閣文庫本、上野帝國圖書館本のこと、前項に記した通りである。李王家本は、太祖より神宗に、北平圖書館本、嘉業堂本、奉天省立圖書館本は何れも太祖より熹宗に至つてゐる。何分相互に遠隔の地にあり、甚だしく大部のものであるがために、今日まで、未だ詳細な比較研究はされてゐない。然し私が今日種々な點から推測し得る限りに於ては、其の内容、何れも異同なかる可きものと考へる。或ひは中に、繁簡詳略小異の個所はありとするも、それは結局記事の多少の差異であつて、別修のものに非ず。少なきは遺漏脱落のあるものなれば、只繁なるを採り、詳なるによれば、明實錄の定本を作ることは比較的容易の業かと考へる。たゞこゝに、内閣文庫本の神宗實錄だけは、全く異本であることを一言せねばならぬ。宮内省本、李王家本、嘉業堂本、北平本、奉天本、何れの神宗實錄を探つても同一であることは右述べた所に相違ない。そこで、このうち京大や東洋文庫にも、その寫本が傳來され、且つ最も完全であると思はれる北平圖書館本、神宗實錄を、この一連の代

表に採つて、便宜北平本實録と呼ぶことにするが、つまり神宗實録に限つて、北平本、内閣本の二種を數へねばならないのである。如何様な差異があるかと云へば、先づ前者が一ヶ月を一巻に數へて、凡て五百九十六卷の大冊であるのに、後者は一ヶ年を一巻に數へて凡て四十八卷、而も兩者共一ヶ月の記事の分量は大體同様なので、内閣本が北平本に比して、甚しく簡略なものであることは、一見して知り得る。且つ内閣本の或る年度には殆んど記事らしい記事がなかつたり、又或る年度には内容を異にする二種の記述があつたり、或ひは干支を誤つたりかなり粗雑なものである。この場合、北平本を正統本と考へることは、一ヶ月を一巻とする大體明實録通じての體例なり、又記述の完備整頓されてゐることからなり、誰しも異論なき所である。そこで從來、内閣本を以て、單に北平本の簡略本であると考へた學者もある。然し仔細に兩者の内容を比較すると、内閣本には、北平本に見えない記事が少々ならずある。同一種の記述に就ても、内閣本の方が、北平本より詳細なものがある。茲に於て

明の起居注に就いて

か、内閣本は北平本の簡略本ではない。全く異種別纂のものである。然らば、何故、何時、又誰の手によつて、かゝる別纂の實録が作られたかといふことになる、全く不明であるが、たゞこゝに、起居注を知ることによつて、其の記事の出所に就き、やゝ端緒を得たかに思ふ。今一二の記事に就き、兩種實録及び起居注の比較を試みるに。――

萬曆廿五年十二月乙丑、李如松を遼東總兵に任命せる  
ときの記事に起居注には、

大學士趙志臯張位沈一貴題。今日カ書官丹登傳出。兵部會推遼東總兵官一本。黑字帖一箇。内閣聖諭。與先生每說。李戊梁父子係遼東鐵嶺衛人。父子久歷本鎮。熟知虜情。李如松年力尙壯。到着他閑。着見今遼東缺總兵官。就着李如松去。先生每擲粟來。欽此。臣等竊惟遼東孤危重鎮。今倭虜並訖。羽檄交馳。河東之虜萬歸。河西之驚旋至。一切戰守全賴總兵。皇上令兵部屢次推舉。未協聖意。今特遣李如松去。仰見聖謨獨斷。非臣下所及。竊詳外廷所以屢推而不言李如松者。蓋緣

李氏功名已盛屢召嫌疑之故也。不知聖明御極威斷大彰。制馭之方在于掌握。自能便其盡力戰守而保全始終。何必過爲疑慮而不竭其才能智勇之用哉。昔漢高帝最能鼓舞一世之豪傑。猶望皇上曲盡鼓舞之妙。深惟駕御之術。疆場幸甚。戶隣幸甚。臣等謹欽遵。恭擬票進回奏以聞。とあり、北平本實錄には、

内旨以李如松鎮守遼東。

と先づ簡單に右の事實を記録し、續いて、

吏科給事中楊廷蘭言。邊鎮總兵擇選。以明慎廷惟以示公。今從中出。恐蹊竇一開。將來叙封墨勅之濫從茲起矣。不報。

とあるは、起居注に見えない所で、他の資料によつて書かれたことは、明らかであるが、墨勅云々のことは、起居注の記事と對比することによつて、如何にもその委曲が明瞭となるであらう。

更にこの記事が内閣本實錄には、

時兵部曾推遼東總兵奏入未報。至是諭内閣曰。李成梁父子久歷本鎮。熟知虜情。李如松年力尙壯。倒着他閑。

若見今遼東缺總兵官。就着李如松去。先生每擬票來。と見はれ、起居注を見ずしては、兩種實錄の記述の相違甚しく而も簡略なる可き内閣本に北平本に省ける上諭を記録せるを訝るであらう一例であるが、是に於てか、内閣本の記事の全く起居注の記事の一部を採録せるに過ぎないものであることを知る。尤も嚴密に言へば、前述べた如く、一個の資料から、北平本、内閣本、起居注が夫々異なつた部分を採用したものであらうかも知れぬ。然し、然るにしても起居注の採録が最も早く、尤もこのことは、この場合必ずしも記事の正確性を意味するものではないが、夫々の實錄及び起居注の出發した所の資料の失はれた今日、實錄が起居注に依據したと見做して不可ないこと前述の通りであるから、右如き記述法を取つたので、以下もこれに同じ。

李如松は總兵に任命された翌萬曆二十六年四月に早くも壯烈な戦死を遂げ、弟の李如梅が代つて、遼東の總兵に任命されたが、當時の記録として北平本實錄には、二十六年四月丁卯の條に、

虜寇。遼東總兵李如松遠出搗巢死之。撫臣張思張以聞。上悼惜之。令卹蔭加等。卽用撫臣議。以李如梅自朝鮮馳還代任。

と見え、内閣本實録では、四月己巳の條に、

遼東總兵李如松戰沒。初如松謀知虜將內犯。乃悉銳出邊搗巢。深入其地。虜伏發。我師敗績。如松死之。上以李如梅充總兵往代。如梅卽如松弟。輔臣趙志臯張位揭奏謂、邊將欲得如梅。是以特旨畀之。

とあり、互に相補す可き記事であるが、起居注には同じく四月丁卯の條に、

大學士張位沈一貴題。今日蒙發遼東巡撫張思忠一本。內報。總兵李如松陣亡。乞早推代。臣等不勝駭愕。李如松素負忠勇。蒙皇上特旨起用。不意遽有此變。遼東虜騎充斥。事勢忙迫。非得名將鎮壓不可。張思忠與臣等書。卽對伊弟子李如梅。蓋其人固驍勇。心更縝密。家丁憂多。遼人俱願得之。似宜函用。但近經總督題官征倭中路。查得總兵董一元。具在總督中軍廳。用可管中路。而遼東虜患正急。朝鮮將不乏人。勢屬燃眉。難

以耽延。臣等輒依張思忠所言僭擬票用。經主(皇上カ)知人極明。伏乞俯賜斷發。謹具題以聞。

と見え、兩實録の記事が、何れもこの記事に基いて編輯を加へられたものに他ならないのは、明瞭であるが、更に内閣本の己巳は丁卯に直し、趙志臯張位は張位沈一貴に改めて爾る可きであらう。

今一つ有名な薩爾濇戰役中の記事から一個を探つて例示すれば、北平本四十七年三月癸巳の條に、

大學士方從哲題。據遼東巡撫周永春監軍御史陳王庭各揭稱。總兵杜松於初一日。白撫順出邊。遇伏兵突起。

彼此混殺。遂至潰散矣。杜松王宣趙夢麟等。俱報陣亡。北路總兵馬林等亦開散。開原僉事潘宗顏。判董爾礮等俱各戰沒。竊計四路之兵已敗其二。其李如栢劉誕二路尙未知勝負。卽今全遼主客官兵。皆從諸將出邊。遼瀋開鐵之間。及廣寧以西。在在空虛。萬分可慮。伏望皇上出御文華殿。召九卿科道等官會議。共圖保遼保京師之策。不報。

といふ一條が見える。この一條は内閣本には見當らない

が、これを起居注同日の條には、

大學士方從哲謹題。今早接得遼東巡撫周永春揭帖。內稱。總兵杜松於初一日。自撫順出邊。遇伏兵突起。彼此混殺。致潰散。大將存亡未保。臣見之不勝驚駭。至午間。又有兵科道到監軍御史陳王庭揭帖言。撫順失利。總兵杜松王宣等俱報陣亡。北路總兵馬林等亦清敗。開原僉事潘宗顏通判董爾礪。俱各重傷未存。竊計四路之兵已敗其二。總兵兵道等官四五員。一時滔沒。其參遊等官。何可數計。目下虜勢益張。視中國兵。將如摧枯拉朽。目中已无遼陽矣。其李如栢劉澧二路。尙未知勝負。何如。祇恐茂敗之餘人心震懾。望其以全師取勝。恐亦不得之數也。卽今全遼主客官兵。皆從諸將出邊。瀋陽開鐵之間。及廣寧以西。在在空虛。萬分可慮。有如虜騎乘勝長驅。自遼陽歷廣寧至山海。加入无人之境。嘉靖庚戌之禍可不爲之寒心哉。今事急矣。其皇上宵衣旰食之時矣。伏望晉神將御史陳王庭本。速賜被閱。聖心必有悚然其不寧者。適本兵及兵科等官。皆來見臣謂。今日制勝之本全在朝廷。伏望皇上今社稷安危所係。毅

然奮發。出御文華殿。召九卿科道等官會議。共圖保遼保京師之策。庶幾人心驚。而兵威面可再振。若猶視爲政常。漫不加意。天下事將有不忍言者矣。臣恭詣仁德殿。叩頭具奏。恭候。

と記し、實録の記事に至つて如何に簡略に纂修されたかを見るであらう。而して本例に於て注意すべきは、起居注の記事の詳細を極め、恐らく原奏其儘の採録せられてゐるであらうにも拘はらず、この奏文が「不報」と處置されたことの記載が見えぬことである。この一例に限らず、凡て起居注にあつては、不報とか報可とかいふ語が見當らぬ。これは奏文などのあつた場合、直ちに其場で採録せられたとすれば、まことに當然のことであるが、實録にあつては必ず奏文の處理が如何あつたかを記してゐる。このことも亦實録が起居注に依據したのでない一つの證據となりはしまいか。

然し又起居注の本質的な記録例へば、

上諭内閣。朕奉聖母慈諭。賜元輔張居正。坐蟒臂背蟒衣各一襲。次輔呂調陽張四維。每斗牛蟒衣各一件。講官

申時行等六員。正字官馬繼文等二員。每本等衣十件。

(起居注、萬曆六年正月十六日戊辰)

の如く皇帝の起居に關する種類の記事が實錄に、(北平本)

賜元輔張居正。坐蟒胸背蟒衣各一。次輔呂調陽張四維等。斗牛蟒衣各一。講官申時行等。本衣各一。

とあるが如き、所謂伏前柱下の消息に限つて兩實錄共に起居注以上のものが全く見當らないことは、張居正をして「至於伏前柱下之語章疏所不及者」と實錄の不備を慨せしめた點を起居注の纂修によつて完全に補録し得しめた所ではあるまいか。このことは前代實錄との比較によつて判明する所であらう。

以上、二三の用例に過ぎないが、兎も角起居注が實錄の一資料として、如何に見做し得らるゝかを伺ふに足らう。而して、これによつて、知り得たことは、内閣本實錄の記事が、その蕪雜さにも拘はらず、實は詔勅奏疏など全く確實なる資料をその根柢としてゐるといふことである。恐らく、北平本實錄の纂修後、尙遺存してゐた、

明の起居注に就いて

詔勅、奏疏、或ひは起居注などを其の資料として編纂されたものであらう。何時、何人の手によつて、又何の必要あつて、かゝるものが編纂されたかと、いふことになると全く判明しないが、恐らく何等かの事情で上記の如き資料を入手し得た私人の纂修物であつて、勅修のものに非ざるは確かであらう。是が又今日の支那には遺存せず、如何にして我國に將來傳存さるゝに至つたかは、起居注の同問題と共に、興味ある考究の對象であるが、共に他日を期せねばならぬ次第である。

尙又、光宗實錄には、これが改修の件に伴ふ所の紅丸問題黨争の問題等、興味ある諸問題が呈出せられてゐる。光宗の起居注は、この點に關しても、何等かの示唆を含むものあるに相違ないと思はれるが、私の調査は斯様な點を全く看過してゐた。是亦他日を期し度い。

兎もあれ、今日既に堙滅に歸したと思はれた明代の起居注が、我國に萬曆初年より天啓初年に至る五十有餘年の永きに亘つて遺存し、これによつて明末史の考究に一資料を加へ得たことを喜びたい。

第十九卷 第四號 七一九

本編の起草にあつては、矢野先生の懇切な御示教を受くること一再でなかつた。誌して以て深謝の意を表し奉る。

尙又鴛淵先生は、今夏滿洲御旅行中、羅氏の書庫中に、康熙十九年九月分、同廿一年十二月分、同五十三年十月分等の起居注藁本なるものを探索された。先生の手によつて、全貌の明らかにされる日を待つものである。

明會要に収録する所の「三編」なる書が私には不明であつたので、京城の稻葉先生に問ひあはせた所、三編は通鑑綱目三編の義にて、乾隆十一年中に三十卷成り、同四十七年に四十卷が成つた。勅撰である。委細は故官圖書館現存書目によつて見よ。但し本書は流布本稀少で、現物未見であるとの御教示を得た。先生の御教示によつて、本書を四庫總目中に檢し得たが、楊立誠編四庫目略といふものによると、本書には内府刊本、翻印本、江西局本、古香齋本、巾箱本など相當多種の

刊行あるを知つた。それにも拘はらず、今手近かに見當らないのは遺憾乍ら、嬉しいことには北平の現行書肆目録などにも、二三見えてゐる様であるから、或ひは近く同書を入手稻葉先生と喜びを顔ち得るかと期してゐる。

尙本編に引用した所の綱目三編の記事は、全く明實録に出てゐることに氣付いた。私の不明を恥ぢ入ると共に、本編は既に印刷に廻付した後であつたので、特にこゝ誌し、次號を期して補正を試みたいと思ふ。